

災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書

鳥取県南部町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本RV協会（以下「乙」という。）は次のとおり、災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鳥取県南部町又は他都市において災害等が発生、または発生する恐れがある場合や、防災訓練等を実施する際に要するキャンピングカーの提供に関し必要な事項を定め、被災地等における効率・効果的な救援活動の確保および、鳥取県南部町の防災対策を図ることを目的とする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合や防災訓練等の実施に際し、キャンピングカーを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、キャンピングカーの提供を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行う場合、「災害時におけるキャンピングカーの貸与要請書（第1号様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（提供活動の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、キャンピングカーの提供に努めるものとする。

2 キャンピングカーの提供方法については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

3 乙が甲に貸与したキャンピングカー等の返却時期及び返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（提供活動の報告）

第4条 甲は、前条の提供を受けたときは、救援活動業務の終了後速やかに、「災害時におけるキャンピングカー等の貸与報告書（第2号様式）」により乙に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 貸与期間中のキャンピングカーに係る費用（レンタル料、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 以下のキャンピングカー提供に係る費用は、乙が負担するものとする

(1) キャンピングカーの運搬、設置及び撤去に関する経費

(2) 貸与したキャンピングカーのメンテナンスに関する経費

（補償）

第6条 貸与期間中に生じたキャンピングカー等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくはキャンピングカー等が生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第7条 甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（平時の取組）

第8条 甲及び乙は、平時においてもキャンピングカーの災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

4 甲はキャンピングカー提供時の駐車スペースにも有効な「RVパーク」の開設について積極的に検討するものとする。

（連絡責任者）

第9条 支援を円滑に行うため、甲、乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

（情報交換等）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から災害対応情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に協力するものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日前1ヶ月までに甲又は乙から文書をもって協定を延長しない旨の通知がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

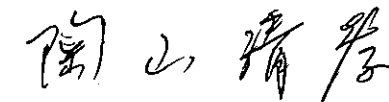
第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月9日

甲 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1

南部町
町長



乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2-7-19

一般社団法人 日本RV協会
会長

